

# 宇部市ごみステーション等設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会が行う一般廃棄物の集積場所（以下、「ごみステーション」という。）の美化及びごみ収集の効率化を図る事業、または、不法投棄の防止対策として実施する事業に対して、宇部市ごみステーション等設置補助金（以下、「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 自治会とは、市内において一定区域に居住する者により結成された住民自治組織をいう。
- (2) かが等とは、ごみステーションにごみを集積するために設置する容器や収納庫、工作物等をいう。ただし、漁網やバケツ、宇部市が貸与する資源かごは含まない。
- (3) 不法投棄とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第17号）第16条に規定される行為をいう。
- (4) 看板等とは、不法投棄を防止するために設置する啓発用看板、センサーライト、柵等をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付対象は、次の各号のいずれかに該当する事業を自治会が行う場合とする。

- (1) かが等を更新する事業
- (2) 2箇所以上のごみステーションを統合し、新たにかご等を設置する事業
- (3) 看板等を設置する事業

2 前項第1号及び第2号の補助対象とするステーションは、宇部市ごみステーション設置に関する要綱及び市長が別に定める仕様に適合するものとする。

(補助金の交付条件)

第4条 市長は、次の各号に掲げる全ての条件を満たす場合に、当該年度の予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- (1) 自治会長による申請であること。
- (2) 当該事業の全部又は一部を、宇部市内の事業者へ発注すること。
- (3) 一自治会につき、前条第1項第1号及び第2号については当該年度3箇所以内であること。
- (4) 当該申請箇所に対する交付申請が、前回交付日から3年以上経過していること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、一事業につき別表1に定める額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 第3条の各号に規定する事業を実施しようとする自治会は、あらかじめ事業開始前に、補助金交付申請書（第1号様式）に別表2に定める関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した自治会（以下、「補助対象者」という。）に対しては、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないことを決定した自治会に

対しては、補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定する場合において、特に必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（変更承認申請等）

第8条 補助対象者は、第6条の申請書の内容を変更するとき、又は、ステーション及び看板等の設置（以下、「補助事業」という。）を中止し、若しくは廃止しようとするときは、補助金変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、または、補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助事業の完了後1月以内、又は、当該年度末日のいずれか早い日までに、実績報告書（第5号様式）に次の各号に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 着工前及び完成後の写真
- (2) 施工業者又は購入業者との契約書若しくは領収証の写し
- (3) その他市長が必要と認める資料

（補助金交付額の確定）

第10条 市長は、前条の報告書が提出された場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助事業の成果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（第6号様式）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の規定による補助金交付額の確定後、補助対象者から提出された補助金交付請求書（第7号様式）に基づき、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付に関し、付した条件に違反したとき

（現地調査）

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の実施状況について、補助対象者に報告を求め、関係職員に現地調査をさせることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1. この要綱は、平成30年11月22日から施行する。
2. 市はこの要綱施行後3年以内に、補助金交付の必要性等の検証を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。

附則

1. この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附則

1. この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
2. 市はこの要綱施行後3年以内に、補助金交付の必要性等の検証を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。

附則

1. この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
2. 市はこの要綱施行後3年以内に、補助金交付の必要性等の検証を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。

別表 1

	事業の内容	対象経費	補助金の額
(1)	かご等を更新する事業	購入及び設置費用	対象経費の2分の1以内の額 (交付上限額 15万円)
(2)	2か所以上のごみステーションを統合し、新たにかご等を設置する事業	撤去・処分、購入及び設置費用	対象経費全額 (交付上限額 20万円)
(3)	看板等を設置する事業	購入及び設置費用	対象経費全額 (交付上限額 10万円)

注記1：かご等の更新には、単に移設する場合又は増設する場合は含まない。

注記2：対象経費には、消費税及び地方消費税を含む。ただし、(1)については、100円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額とする。

注記3：看板等の設置は、同一年度同一自治会あたりの額とする。

別表 2

	事業の内容	提出する書類
(1)	かご等を更新する事業	(1) 宇部市ごみステーション設置に関する要綱に定める「ごみステーション設置事前協議書」(様式1)及び添付書類(ステーションの位置図・ステーションの規格が確認できる図面等) (2) 施工又は購入業者からの見積書 (3) 市長が必要と認める書類
(2)	2か所以上のごみステーションを統合し、新たにかご等を設置する事業	
(3)	看板等を設置する事業	(1) 設置箇所の位置図 (2) 看板等の規格や仕様が確認できる図面及び資料 (3) 施工又は購入業者からの見積書 (4) 土地所有者等の承諾書又は契約書 (5) 従前写真及び完成写真 (6) 市長が必要と認める書類

注記1：提出する書類のうち(3)とは、特別な事情があると認められる場合に、関係者の同意書や誓約書、事業計画書等を必要に応じ、求めるものとする。

注記2：土地所有者等とは、土地の所有者又は管理について権原を有する者をいう。